



一 依り右期間内ニ官吏以下ニ再ヒ任用又ハ採用セムトスル  
 トキハ轉職賜金又ハ轉職手當ニ相當スル金額ハ之ヲ支給ス  
 ルコトヲ得ス  
 五 官吏及待遇官吏ニ支給スル退職特別賜金ノ内轉職賜金ニ相  
 當スル分ニ付前回ノ如ク四月後ニ支給スルコトヲ爲サス總  
 テ公債法律及豫算ノ成立後一時ニ金額ヲ支給スルコト

本件ハ一通大田  
 省大田書院  
 送付ノ下

上  
 西  
 日

館外人ノ簿  
 陪  
 海  
 新  
 出  
 簿  
 及

朝鮮總督府及臺灣總督府秘書課長

關東廳祕書課長

樺太廳長官

南洋廳長官

貴衆兩院書記官長

會計検査院長

行政裁判所長官

完

別冊行政整理實施事務打合會ニ於テハ說明及質問  
應答ノ概要ヲ參考及送付候

行政整理實施事務打合會ニ於テハ說明及質問應答ノ概要

一行政整理實施要録ニ付先ヨリ説明（下條内閣書記官及

大田大藏書記官ヨリ）ニタル主ナル事項左ノ如シ

第一行政整理實施ノ時期ニ付キテ

(1) 前回、行政整理ハ相當ノ長期ニ亘リテ行ハレタ

ル結果種々タル不便アリタリ今回ハ之ニ鑑ミ成

ル可ク短期ニ且一齊ニ之ヲ行フノ主義ヲ以テ

大畧三期：分々一齊之ヲ行フコトナレリ

(2) 右三期ニ於ケル各廳ノ區分左ノ如シ

第一期 通信省及其ノ所管全部

各種委員會

第二期 第一期及第三期ニ屬セサルモノ

第三期 外務省臨時調査部

在外公館

内務省特殊財産管理局

震災救護、残務

社會局勞働統計課内閣ニ移管

陸軍省恩給事務

海軍、大部

海軍省恩給事務

司法省裁判所職員ノ大部

法律ニ關係アル委員會

通信省所管商船學校支那省ニ移管

(其他陸海軍ノ整理ニ付説明スル所アリ)

(3) 第一期第三期ハ例外特殊ノモノニシテ第二期ニ於テ

其ノ大部ヲ行フモノナリ

(4) 各實施期日ハ樞密院御諮詢ノ關係アルヲ以テ

多少異動ヲ生スルコトアルヘシ其ノ場合ハ内閣

ヨリ通知スヘシ

### 第二行政整理実施要項ニ付キテ

(1) 行政整理關係官制等公布ニ依リ廢官廢廳ト

為ル前可成本人ニ於合諭旨ニ依ル様為スコト

(2) 定員ニ付テハ豫メ内閣ノ挿札ト照被シオクコト

(3) 銓衡ヲ要スルモノハ相當多数アルヘキヲ以テ至急

法制局内高等試験委員へ回付スルコト (官制閣議

決定後)

(4) 官制ハ閣議決定シタル際主務省(内閣ヨリ)

通知ス

(5) 發令日附ハ相當複雑ナルヘキヲ以テ特ニ克ク

内閣ト打合セ違算ナカラシムルコト

(6) 人事ノ異動ハ異動計畫表ヲ作製シ上奏

書ト共ニ内閣へ提出セラレタキコト

(7) 兼官ナ有ル者本官官制改正ノ結果廢官ト

為リ官制附則ニ依リ即日他官ニ轉シタルトキハ

兼官ハ異動ナキコト

裁判所構成法附則ニ依リ

(8) 退官願書ノ理由ハ病氣ニ依リ

ト其(此)他

際退官致度ハ意味トスルコト

但し已ニ取纏メタルモノハ其ノ儘之ヲ用フルコト

17) 行政整理期間中ニ退職セラル者ハ當該局課定員等ノ改廢ナクトモ當該省所管ノ豫算整理人員内ナレハ行政整理ニ因リ退職セラルコトヲ得

### 第三 其他ニ付キテ

11) 行政整理実施ニ關スル為念通牒(大正十三年閣  
甲卯ニニ七號)第二項

ニ掲ケタル人員教訓ヲ行フ期間カ官制公布實施

期日ヨリ一日ツ、繰上リ居ルハ官制公布ノ日ニ已ニ

定員減少シ居ルヲ以テ定員過剩ニ因リ免官

スルノ結果トナルヲ以テ其レ前即官制公布前日迄

ニ退官退職セラル意味ナリ

12) 第一期及第二期、職ヲ離レタル者ニ支給スル賞

與又、手當ヲ除ク外退職特別賜金又ハ特別手當



ハ其ノ豫算案法律案帝國議會ノ協賛ヲ經テ  
之ヲ公布シタル後初メテ退職特別賜金又ハ特別  
年當ヲ支給スルコトハ再應之ヲ明ニスル爲メ念  
通牒シタルモノナリ

(3) 行政整理ニ因ル退官者等ノ陞等昇格又ハ昇給  
ニ関スル件ハ大体前回ノ整理ノ時ニ同シ異ル所

ハ高等官ノ昇級ヲ二級ニ止メ判任官五級以上  
ノ昇給ノ場合判任官俸給令第三條ノ特例ヲ設  
ケ昇給ノ途ヲ開キタルコトナリ

(4) 判任官俸給令第三條ノ特例ノ件勅令中毎級在職  
一年ニ至ラサルモノ意味ハ五級俸以上ハ毎級一年  
ノ在職ヲ必要トスル條件全部ヲ除外シ恰モ六級  
以下ニ其ノ制限ナキカ如ク一級又ハ二級昇級ニ得

ルノ意ナリ

15) 今面、行政整理ニ因リ職ヲ退ク者、名譽進級ハ缺

員ヲ補充スル場合ニ除キ勅任官(一官ニ付)ニ在リ

テハ二回、奏任官(一官ニ付)ニ在リテハ三回トス但シ

一官一職ノモ、ニ在リテハ名譽進級ヲ為サレト

16) 官營事業ヲ民營事業ニ移シ其ノ事業ト共ニ民

間ニ引継キタルトキハ轉職賜金ハ支給セス勤

績賜金ノ之給スルコト前同、整理ニ同シ

二當日、主要ナル質問應答左ノ如シ

1) (問) 官制改正ニ因リ廢官ト為ル者ニ休職ヲ命ジ

得ルヤ

(答) 整理期間内ナラハ可ナリ

2) (問) 諭旨ニ應ジ若ハ廢官ノ通知ヲ受ケ又ハ整理

ノ為待命若ハ休職ヲ命セシムル者當該整理期  
間内ニ死亡シタルトキトハ如何ナル意味カ

〔答〕 整理実施ノ運用上休職ヲ命セシムル必要アリ例ハハ

廢官ノ見込ヲ以テ休職ヲ命セタル者ニ廢官前

死亡シタル場合ニシテ、其ノ場合整理ハ休職ニアラ

ズシテ廢官ニアリ然ルニ死亡シタル依リ東ニ轉ジテ

死亡ノ際賞與又ハ年當ヲ支給スルノ意ナリ

③(問) 死者ニ對スル特別賜金又ハ特別年當ハ其ノ死

亡ノ時期ヲ發令前ナルト否トテ問ハス遺族ニ

之ヲ支給スルノ趣旨ニシテ又其ノ遺族ノ範圍

及順位ハ前同ノ行政整理ノ際ノ例ニ依リ可然哉

〔答〕 見込ノ通

(4) (問) 行政整理期間トハ今年十月十日ヨリ翌年三月三十一日

迄ナルヤ

(答) 各期毎、一定ノ期間 (人員整理期間) ニシテ本年

ヲ通シタル期間

十月十日ヨリ翌年三月三十一日迄ニ非ラス

(4) (問) 三月半又ハ二月半、賞與又ハ年當ヲ支給ス

ルトキハ、殘額極メテ少額ノ場合アリキ、場合ハ特ニ

金額ヲ賞與又ハ年當トシテ支給シテハ如何

(答) 不可能ナリ三月半又ハ二月半ハ限定シタル

意味ナリ

(6) (問) 此ノ際支給スヘキ特別賞與金又ハ年當金、因

位未滿ノ端數ヲ生スルトキハ之ヲ切捨テ

支給シ置クヘキヤ

(答) 同位ニ充テラル趣旨ナリ

(問) 普通三等郵便局長、整理人員、入ルヤ

(答) 國庫より俸給ヲ受クル官吏、非ナルヲ以テ整理人

員中ニ入ルコトヲ得ス

(問) 賞與又ハ年當ハ三ヶ月半又ハ二ヶ月半、二種類

ヲ併セ行ヒテ可ナルヤ

(答) 同一整理期間内ニ於テハ一種類ニ限定スベシ

(問) 行政整理実施要項第二ノ第一項中「俸給又ハ事

務賞(給與ノ賞目)若ハ事業賞(給與ノ賞目)トハ

官吏ニ在リテハ俸給豫算ヨリ嘱託員以下ニ在リ

テハ事務賞又ハ事業賞ヨリ支出スルモノト解スハ

キヤ右果シテ然リトセハ雇員ヨリ官吏ニ昇格

シタルモノノ支出科目ハ如何ニスヘキカ

(答) 見込ノ通但シ雇員等ヨリ官吏ニ昇格退職シ

タルモノニ在リテハ雇員在職中ノ勤務ニ對スル手  
當トシテ事務費(給與ノ費目)及ハ事業費(給與ノ  
費目)ヨリ支出スルヲ妨ケス(此ノ場合ニ於テハ解令  
ニ其ノ旨ヲ表示スル必要アルヘシ)

(10) 問 退職特別賜金ヨリ控除スル賞與ハ年末賞與トシヤ

(答) 然ラス、年末賞與以外ニ支給シタル三月半又ハ

二月半ノ賞與又ハ手當ヲ控除スルモノナリ

(11) 問 実施要項第二、第二項(1) 節中「前記(1) 節、例」

準レ之ヲ定ムトハ如何ナル意味ナルヤ

(答) 前記(1) 節、例ニ準ヒテ算出ストノ謂ナリ

(12) 問 特別賜金又ハ特別手當ニシテ勤続年数一年ニ滿タ

サルモノ對シテハ轉職賜金又ハ轉業手當ノ最低限

度ヲ支給スルヲ妨ケルヤ

(答) 一時限備入ノモノニアラサル限ハ見込ノ通

13) (問) 休職ヲ命スヘキモノニシテ其ノ特別賜金額ヨリ休職俸

給ヲ差引クトキハ全然残額ヲ存セラルモノニ對シテ

ハ此ノ際特別賞與金ハ勿論何等特別賜金ハ支給

スヘキモノナレト解シ差支ナキカ

(答) 見込ノ通

14) (問) 特別手当ハ前回行政整理ノ際ノ例ニ依リ原則トシテ

一時備入ノ雇員備入又ハ職工ニハ之ヲ支給セラルモ

其ノ勤績六ヶ月以上ニ且ルモノニハ給料ノ三十日分以内

ヲ限リ之ヲ支給スルコトヲ得ル趣旨ナルヤ

又常時一定ノ手当ヲ支給セサル嘱託員ニハ特別手

當ヲ支給セサル趣旨ナルヤ

(答) 見込、通

(問) 雇員傭人及職工、範圍ハ前同ト同様ナルヤ又之

對シ新、所管大臣大藏大臣ト協議ヲ要スルヤ

(答) 前段後段共見込、通

整理、因ハ退職人員

(問) ~~員~~特別會計一般會計ヲ通シテ各所

管毎ニ一格ニテヨロシキヤ

(答) 前同、整理ノ際ハ各會計毎ニシテモ今面ハ特別會

計一般會計ヲ通シテ各所管毎ニ一纏メトシテ可ナリ

(問) 整理人員、二割ヲ上級ニ振替フル場合ニ於テ例ハ

三人、二割ハ六分ナルモ一人トスヘキカ

(答) 四捨五入トシテ六分ハ一人トシテ可ナリ但シ所管全体

ヲ通シテ其ノ端数ヲ四捨五入スルノ義ニシテ各款項毎

ニ四捨五入ヲ為シ得ル趣旨ニハアラス



(18) (問) 勅任、二割ヲ奏任ニ繰リ上ケ更ニ其ノ繰リ上ケタル

奏任ノ二割ヲ勅任ニ順次繰上ケ得ルヤ

(答) 不可能ナリ

(19) (問) 退職特別賜金其他ノ給與ニ関スル件第七項ノ制

限人員ヲ超スル場合トハ二割ヲ繰<sup>上</sup>ケタル場合ニハ

其ノ繰リ上ケテ得タル總人員ヲ超スル場合ナクヤ

(答) 然リ

(20) (問) 勅奏判各階級別整理人員(各上级ニ振替計算ノ

場<sup>合</sup>ヲ含ム)ハ勅奏判、三階級ニ區分ナルニシテ

其ノ官職名又ハ支辨費目ハ之ヲ同ハサル趣旨ト

解シ可然哉

(答) 見込通

(21) (問) 同一官制中勅任ヲ減シ其ノ同数々々奏任ヲ

増加し又ハ委任ヲ減シ其ノ同数々ヲ判任ヲ増加  
スル場合其ノ減員ト爲シ初任官又ハ委任官ニ對シ  
テハ退職特別賜金ヲ要求シ得ルヤ

(答) 見込、通

(22) (問) 今回、行政整理期間中継続費ノ終了等ニ

因リ自然退職者ト爲ルモノハ行政整理ニ因リ退職  
者ト認メ得ルヤ

(答) 行政整理ニ因リ退職者ト認メス但シ其省所管

ノ豫算整理人員ノ範圍内ニ於テ差繰リ支給  
スルヲ妨ケス

(23) (問) 實施要項第二、第九項ノ端ニ所謂「實際人員ニ

依ルトハ整理人員ノ限度トセル實際人員ノ意味ナリヤ  
又豫算整理人員ノ四分三ニ止メタル理由承知シタレ

(答) 職員係人職工ノ豫算整理人員ニ依ルコトハ実情ニ

適セザルヲ以テ實際整理人員ニ依ルコトトセリ又四分

ノ三ニ止メテ理由ハ豫算整理人員ト實際整理人員トノ

割合ハ通常四分ノ三位ナルヘシトノ推定ニ依ル

(24) (問) 文官ヨリ雇員ニ轉シ更ニ文官ニ轉シタル者ノ在職年

数ハ全部通算シ得ルヤ

(答) 最初ノ文官ノ在職年数ノニ除算シ他ヲ通算ス

(25) (問) 文官中ニ宮内官ヲ含ムヤ

(答) 國費支弁ノ文官ナリ宮内官ハ含マズ但シ地方

費支弁ノ者ハ例外規定ニ依リ之ヲ通算ス

(26) (問) 兵役ニ服スル者退官シタル者又ハ休職ト爲リ服役

中期間満了ニ因リ退官シタル者除隊ノ日ヨリ七十

日以内ニ同一官廳所管内ニ任官シタルトキハ其ノ

前後、在職期間ハ之ヲ通算スルコトヲ得ルヤ

(答) 見込、通

(27) 問 俸給ヲ受ケサレ高等官試補又ハ判任官見

習、在職期間ハ之ヲ勤績年数、通算スル

コトヲ得ルヤ

(答) 見込、通

(28) 問 文官休職中復職ヲ命セラルモ、ハ特別賜金

ノ支給ニ関シテハ、其ノ前後、在職期間ハ之ヲ

通算スルコトヲ得ルヤ

(答) 見込、通但シ休職ノ際受ケタル賞與金又

ハ慰勞金ヲ除算スヘキモノトス

(29) 問 嘱託員雇員等ヨリ官吏ニ轉ニタルモノ轉勤

ノ際受ケタル賞與金又ハ慰勞金ハ退職特別賜金

中ヨリ控除スルモノトモ、其ノ賞與金又ハ慰勞金

ノ中ニ、年未賞與ノ性質ヲ有スルモノハ含マ

サル趣旨ナリヤ

(答) 見込通

130 (問) 退職特別賜金及特別手当要項ニ依レハ

官吏以下ノ勤續賜金又ハ勤續手当ニ付前四行

政整理ノ際ニ於ケルカ如キ勤續四十年ヲ起スルキ

ハ之ヲ四十年ニ止ル旨ノ規定ナキハ如何

(答) 四十年ニ止ル趣旨ナリ (実施要項第二第十

項ノ末行参照)

131 (問) 実施要項第二、第十項中「陸海軍職上又ハ之ニ

準スル職上又ハ、所謂之ニ準スル職上トハ如何

ナル者ヲ指稱スルヤ

(答) 製鐵所職工但し製鐵所職工以外に於て之に準

スルキ職工トシテ取扱フ必要アルトキハ所管大臣

ハ大臣大臣ト協議シ閣議ヲ以テ之ヲ定ムル見込

(32) 問 実施要項第二、第十項ハ如何ノ場合ニ於テ嘱託

員、雇員、傭人又ハ職工ニ付テハ前ニ解職又ハ

解傭ノ際、受ケル賞與金又ハ慰勞金ハ之ヲ

除算セサルカ

(答) 見込ノ通但し官吏ニシテ職ヲ離レタル場合ニ於

テハ其ノ勤続年数中、嘱託員、雇員、傭人

又ハ職工ノ勤続年数アルトキハ前ニ解職又

ハ解傭ノ際受ケル賞與金又ハ慰勞金ハ之ヲ

除算スル趣旨ナリ

(33) 問 実施要項第二、第十項ニ於テ傭人ヨリ

一般職工又ハ一般職工ヨリ陸海軍職工又ハ之ニ準

スヘキ職工ニ轉シタル場合ノ勤績年数通算

方ノ規定ヲ缺クハ如何

答 備人ハ一般職工ニ轉シタルキハ備人ナリシ勤績年数

ノ百分ノ七十五ヲ以テ陸海軍職工又ハ之ニ準スヘキ

職工ニ轉シタルキハ勤績年数トシテ十分ノ六ヲ以テ通算シ

一般職工ヨリ陸海軍職工又ハ之ニ準スヘキ職工ニ轉

シタルキハ一般職工ナリシ勤績年数トシテ十分ノ八ヲ以テ

通算ス(実施要項第十項末行参照)

(34) 問 実施要項第二、第十三項ニ依リ朝鮮臺灣

樺太又ハ千島國在勤者ニシテ退職スル者ハ出發歸

郷トアルハ所定ノ期間迄ニ出發スルハ可ナリトノ趣

旨ナリヤ

答 見込ノ通

(35) 問 朝鮮臺灣樺太又ハ千島國在勤者ニテ今面ノ

行政整理ノ際ニ退職スル者ノ帰郷旅費ハ前

回同様支給セラルヤ

答 見込ノ通

(36) 問 実施要項第二ノ第十三項ノ帰郷年當ハ如

何ナル額ヲ如何ナル地矣迄支給スルヤ又之

カ豫算費目如何

答 前同ノ例ニ依ル

(37) 問 実施要項第三ノ第一項ハ退職特別賜金計算

ノ基礎ノミシテ恩給ノ基礎トナラサルヤ

答 見込ノ通

(38) 問 豫算整理人員ヲ超エテ昇格セシメタルトキ



例ハ、判任官ヲ高等官ニ昇格セシメタル場合  
高等官トシテノ退職特別賜金カ判任官トシテノ  
退職特別賜金ヨリ少キ場合ハ判任官ノ例ニ依  
リ退職特別賜金ヲ支給スルヤ

(答) 高等官ニ昇格シタリ以上ハ高等官ニ相當スル  
退職特別賜金ヨリ多額ナル退職特別賜金ヲ

支給スルコトヲ得ヌ

(39) (問) 陞等昇格又ハ昇級ニ關スル件ハ第一ノ

昇級ハ判任官ニテ特別俸ヲ受ケル者整

理前ニ曰升格セシモ俸給同額ナル場合ニ於テ

今回ノ整理ニ因リ退職スルトキハ前四ノ昇

級後八ヶ月以上経過シ成績優秀ナル者ハ

退官ニ際シ二級昇級セシメ得ルヤ

(答) 見込ノ通

(40) (問) 判任官在職十五年ニテ昇格スルモノハ特別

任用令ニ依ルモノノミナリテ其他ノ資格ヲ以

テ昇格スルモノヲ含マサルヤ

(答) 特別任用令ニ依ルモノノミナリテ其他ヲ含マズ

(41) (問) 陞等、昇格又ハ昇級ニ関スル件ニ判任官ニ昇

級第二項ノ前項ノ勤続年数中ニハ雇員ノ在職

年数ヲ通算スルコトアリ右在勤年数ハ判任官ノ

勤続年数ト通算スル場合實在職年数ヲ加算

スルヤ又其ノ十分ノ八ヲ加算スルヤ

(答) 實在職年数ヲ加算ス

(42) (問) 陞等、昇格又ハ昇級ニ関スル件ニ判任官ニ昇級

末項中ノ雇員、在職年数ヲ通算スルハ雇員中ニハ

所管大臣ノ従来雇員トシテ取扱ヒスルモノノミト

スルヤ又退職特別賜金又ハ特別年當支給ニ付所

管大臣力大藏大臣ト協議シテ定メスル雇員ノ

種類トスルヤ

(答) 前段見込ノ通

(問) 雇員ノ在職年數ハ判任官ノ昇格昇級ノ場合總テ

通算スルヤ

(答) 昇級ノ場合ハ通算シ昇格ノ場合ハ通算セズ

(以上)



# 送

閣乙第十五號

大正十三年十一月十四日

内閣書記官



別冊行政整理実施事務打合會ニ於ケル説明及質問應答ノ概要  
要為参考及送付候

行政整理實施事務打合會ニ於ケル説明及質問應答ノ概要

(大正十三年十一月七日會議)

一 行政整理実施要録ニ付先ツ説明（下條内閣書記官及太田大藏書記官ヨリ）シタル主ナル事項左ノ如シ

第一 行政整理実施ノ時期ニ付キテ

(1) 前田ノ行政整理ハ相當ノ長期ニ亘リテ行ハレタル結果種々ナル不便アリタリ今回ハ之ニ鑑ミ成ル可ク短期ニ且一齊ニ之ヲ行フノ主義ヲ以テ大畧三期ニ分ケ一齊ニ行フコトナレリ

(2) 右三期ニ於ケル各廳ノ區分左ノ如シ  
第一期 逓信省及其ノ所管全部  
各種委員會

第二期 第一期及第三期ニ屬セサルモノ

第三期 外務省臨時調査部

在外公館

内務省特殊財産管理局

震災救護ノ残務

社會局勞働統計課内閣へ移管

陸軍省恩給事務

海軍ノ大部

海軍省恩給事務

司法省裁判所職員ノ大部

法律ニ關係アル委員會

逓信省所管商船學校文部省へ移管

(其他陸海軍ノ整理ニ付説明スル所アリ)

(3) 第一期第三期ハ例外特殊ノモノニシテ第二期ニ於テ

其ノ大部ヲ行フモノナリ

(4) 各実施期日ハ樞密院御諮詢ノ關係アルヲ以テ多少

異動ヲ生スルコトアルヘシ其ノ場合ハ内閣ヨリ通知

スヘシ

第二 行政整理実施要項ニ付キテ

(1) 行政整理關係官制等公布ニ依リ廢官廢廳ト為ル前

可成本人ニ於合諭旨ニ依リ退官退職スル様為スコト

(2) 定員ニ付テハ豫メ内閣ノ挿札ト照校シオクコト

(3) 銓衡ヲ要スルモノハ相當多數アルヘキヲ以テ至急

法制局内高等試験委員、固付スルコト(官制閣議決定后)

(4) 官制ハ閣議決定シタル際内閣ヨリ主務省へ通知ス

(5) 發令日附ハ相當複雑ナルヲキテ以テ特ニ克ク内閣

ト打合セ違算ヲカラシムルコト

(6) 人事ノ異動ハ異動計畫表ヲ作製シ上奏書ト共ニ内

閣へ提出セラレヌキコト

(7) 兼官ヲ有スル者亦官制改正ノ結果廢官ト為リ官

制附則ニ依リ即日他官ニ轉シタルトキハ兼官ニ異動

ナキコト

(8) 退官願書ノ理由ハ裁判所構成法關係ノモノハ「病氣

ニ依リ」ト為シ其ノ他ハ「此ノ際退官致度」ノ意味トスル

コト但シ已ニ取纏メタルモノハ其儘之ヲ用フルコト

(9) 行政整理期間中ニ退職セシムル者ハ當該局課定員等ノ改廢ナクトモ當該所管ノ豫算整理人員内ナレハ行政整理ニ因リ退職セシムルコトヲ得  
其ノ他ニ付キテ

(1) 行政整理実施ニ関スル為念通牒(大正十三年閣)第二項ニ掲ケタル人員整理ヲ行フ期間カ官制公布實施期日ヨリ一日ツ、繰上リ居ルハ官制公布ノ日ハ已ニ定員減少シ居ルヲ以テ定員過剩ニ因リ免官スルノ結果ト為ルヲ以テ其前即官制公布前日迄ニ退官退職セシムル意味ナリ

(2) 第一期及第二期ニ職ヲ離レシムル者ニ支給スル賞典又ハ手当ヲ除ク外退職特別賜金又ハ特別手当ハ其ノ豫算案法律案ヲ帝國議會ノ採贊ヲ經テ之ヲ公布シタル後初メテ退職特別賜金又ハ特別手当ヲ支給スルコトハ再應之ヲ明ニスル為念通牒セラレタルモノナリ

(3) 行政整理ニ因ル退官者等ノ陞等昇格又ハ昇給ニ関スル件ハ大体前回ノ整理ノ時ニ同シ異ル所ハ高等官ノ昇級ヲ二級ヲ止メ判任官五級以上昇給ノ場合判任官俸給令第三條ノ特例ヲ設ケ昇給ノ途ヲ閉キタルコトナリ

(4) 判任官俸給令第三條ノ特例ノ件勅令中毎級在職一年ニ至ラサルモノ意味ハ五級以上ノ毎級一年ノ在職ヲ必要トスル條件全部ヲ除外シ恰モ六級以下ニ其ノ制限ナキカ如ク一級又ハ二級昇級シ得ルノ意ナリ  
(5) 今回ノ行政整理ニ因リ職ヲ退ク者ノ名譽進級ハ缺員ヲ補充スル場合ヲ除キ勅任官(一官ニ付)ニ在リテハ二回、委任官(二官ニ付)ニ在リテハ三回トス但シ一官一職ノモノニ在リテハ名譽進級ヲ為ササルコト

(6) 官營事業ヲ民營事業ニ移シ其ノ事業ト共ニ民間ニ引継キタルトキハ轉職賜金ハ支給セズ勤続賜金ノ支給



スルコト前同ノ整理ニ同シ

ニ當日ノ主要ナル質問應答左ノ如シ

(一) 問 官制改正ニ因リ廢官ト為ル者ニ休職ヲ命シ得ルヤ

(答) 整理期間内ナラハ可ナリ

(二) 問 諭旨ニ應ジ若廢官ヲ通知ヲ受ケ又ハ整理ノ身待命若ハ休職ヲ命セラル者當該整理期間内死亡シタルトキトハ如何ナル意味ナリヤ

(答) 整理実施ノ運用上休職ヲ命スル必要アリ例ハ廢官ノ見込ヲ以テ休職ヲ命シタル廢官前死亡シタル場合ニテ此の場合整理ハ休職ニアラスシテ廢官ニアリ然ルニ死亡シタルニ依リ死亡ノ際賞與又ハ手當ヲ支給スルノ意ナリ

(三) 問 死者ニ對スル特別賜金又ハ特別手當ハ其ノ死亡ノ時期カ癸令前ナルト否トナ問ハス遺族ニ之ヲ支給スルノ趣旨ニシテ又其ノ遺族ノ範圍及順位ハ前同ノ行政整理ノ際ノ例ニ依リ可然哉

答 見込ノ通

(四) 問 行政整理期間トハ今年十月十日ヨリ翌年三月三十一日迄ナルヤ

(答) 各期毎ノ一定ノ期間(人員整理期間)ニシテ本年十月十日ヨリ翌年三月三十一日迄ヲ画シタル期間ニアラス

(五) 問 三月半又ハ三月半ノ賞與又ハ手當ヲ支給スルトキハ殊額極々少額ノ場合アリヤ場合ニ特ニ金額ヲ賞與又ハ手當トシテ支給シテハ如何

(答) 不可能ナリ、三月半又ハ三月半ハ限定シタル意味ナリ

(16) 問 此ノ際支給スヘキ特別賞與金ハハキ當金ニ田位未滿ノ端教ヲ主スルトキハ之ヲ切捨テ支給シオクヘキヤ

答 田位ニ充タシムル趣旨ナリ

(17) 問 普通三等郵便局長ハ整理人員ニ入ルヤ

答 國庫ヨリ俸給ヲ受クル官吏ニテ整理人員中ニ入ルトナ得ス

(18) 問 賞與ハハキ當ハ三月半又ハ二月半ノ二種類ヲ併セ行ヒテ可ナルヤ

答 同一整理期間内ニ於テハ一種類ニ限定スヘシ

(19) 問 行政整理實施要項第一項中俸給ハ事務費(給與ノ費目)若ハ事務費(給與ノ費目)ト官吏ニ在リテハ俸給豫算ヨリ囑託員以下ニ在リテハ事務費又ハ事業費ヨリ支出スルモノト

解スヘキヤ右果シテ然リトセハ雇員ヨリ官吏ニ昇格シタルモノノ支出科目ハ如何ニスヘキカ

(答) 見込ノ通但シ雇員等ヨリ官吏ニ昇格退職シタルモノニ在リテハ雇員在職中ノ勤務ニ對スル手當トシテ事務費(給與ノ費目)又ハ事業費(給與ノ費目)ヨリ支出スルコト妨ケス(此ノ場合ニ於テハ命令ニ其ノ旨ヲ表示スル必要アルヘシ)

(10) 問 退職特別賜金ヨリ控除スル賞與ハ年末賞與ナリヤ

答 然ラス、年末賞與以外ニ支給シタル三月半又ハ二月半ノ賞與又ハ手當ヲ控除スル

モノナリ

(11) 実施要項第二、第三項(四)號中前記(1)號(例)準之ヲ定ムトハ如何ナル意味ナルヤ

(答) 前記(1)號(例)準之ヲ算出スルノ謂ナリ

(12) (問) 特別賜金又ハ特別手当ニテ勤続年數一年ニ滿タサルモノニ對シテハ轉職賜金又ハ轉業手当ノ最低限度ヲ支給スルコト妨ケザルヤ

(答) 一時限備入ノモノニアラザル限ハ見込ノ通

(13) (問) 休職ヲ命スヘキモノニシテ其ノ特別賜金額ヨリ休職俸給ヲ差引クトキハ全然残

額ヲ得ルカモノニ對シテハ此ノ際特別賞與金ハ勿論何モ特別賜金ノ支給スヘキモノトシテ解シ差支ナキカ

(14) (問) 見込ノ通

(14) (問) 特別手当ハ前(四)行政整理ノ際ノ例ニ依リ原則トシテ一時備入ノ雇員僱人又ハ職工ニ之ヲ支給セサルモ其ノ勤続六ヶ月以上ニ亘ルモノニハ給料ノ三十日分以内ヲ限り之ヲ支給スルコトヲ得ル趣旨ナルヤ  
又常時一定ノ手当ヲ支給セサル嘱託員ニ特別手当ヲ支給セザル趣旨ナルヤ

(15) (問) 見込ノ通

(14) 雇員滞人及職工ノ範圍ハ前回ト同様ナルヤ又之ニ對シ新ニ所管大臣大藏大臣ト協議ヲ要スルヤ

是前般後般共見込ト通

(15) 整理ニ因ル退職人員ハ特別會計一般會計ヲ通シテ各所管毎ニ括シテヨロシキヤ

是前回整理ノ際ハ各會計毎ニシタルヌ今回ハ特別會計一般會計ヲ通シテ各所管毎ニニ選メトシテ可ナリ

(16) 整理人員ノ二割ヲ上級ニ振替フル場合ニ於テ例ハ三人ノ二割ハ六人ナル一人トスルカ

是前般ノ入トシ六分ハ一人トシテ可ナリ但シ所管全体ヲ通シテ其ノ端數ヨ四権五入スルカ或シテ又各所管毎ニ四権五入ヨ爲シ得ルノ趣旨ニハアラス

(17) 判任ノ二割ヲ奏任ニ繰リ上ケ更ニ其ノ繰リ上ケタル奏任ノ二割ヲ勅任ニ順次繰上ケ得ルヤ

是不可能ナリ

(17) 問 退職特別賜金其他ノ給與ニ關スル件第7項ノ制限人員ヲ超テ元場合トハ割線  
上ケタル場合ニハ其線リ上ケテ得タル總人員ヲ超テ元場合ヲ云フヤ

答 然リ

(20) 問 勅奏判各階級別整理人員各上級ニ振替計算ノ場合ヲ含シハ勅奏判ノ三階級ニ  
分スルニシテ其官職名又ハ支辨費目ハ之ヲ問ハサル趣旨ト解シ可然哉

答 見込ノ通

(21) 問 同一官制中勅任ヲ減シテ其ノ同数タケ奏任ヲ増加シ又ハ奏任ヲ減シテ其ノ同数タ  
ケ勅任ヲ増加スル場合其ノ減員ト爲ル勅任官又ハ奏任官ニ對シテハ退職特別  
賜金ヲ要求シ得ルヤ

答 見込ノ通

(22) 問 今回ノ行政整理期間中繼續費ノ終了等ニ因リ自然退職者ト爲ルモノハ行政整理  
面ハ退職者ト認メ得ルヤ

答 行政整理ニ因リ退職者ト認メス但シ其省所管ノ豫算整理人員ノ範圍内ニ於テ差  
繰リ支給スルコト妨グス

(23) 實施要項が二九項の號所謂「實際人員に依ルハ整理人員ヲ限度トセル實際人員ノ意味ナリヤ又豫算整理人員ノ四分ノ三ニ止メタル理由承知シタシ

整理員備人職工豫算整理人員に依ルコトハ案情ニ適セサルヲ以テ實際整理人員に依ルコトセリ又四分ノ三ニ止メタル理由豫算整理人員ト實際整理人員ト割合ニ通常四分ノ三位ナルヘシトノ推定ニ依ル

(24) 文官ヨリ雇員ニ轉シ更ニ文官ニ轉シタル者ノ在職年數ハ全部通算ニ得ルヤ

答 最初ノ文官ノ在職年數ノニ除算ニ他ヲ通算ス

(25) 問 文官中ニ宮内官ヲ含ムヤ

答 國費支拂ノ文官ハ宮内官ハ含ムル但シ地方費支拂ノ者ハ例規規定ニ依リテ之ヲ通算ス

(26) 兵役ニ就クニ爲テ退官シタル者又ハ休職ト爲リ服役中期間滿リニ因リ退官シタル者除隊ノ日ヨリ七十日以内ニ同一官廳所管内ニ任官シタルトスル者前後ノ在職期間ハ之ヲ通算スルコトヲ請フ

(27) 見込ノ通

(27) 問 俸給ヲ受ケサリシ高等官該補又ハ判任官  
見習ノ在職期間ハ之ヲ勤績年数ニ通算ス  
ルコトヲ得ルヤ

(答) 見込ノ通

(28) 問 文官休職中復職ヲ命セラレタルモノハ特別賜  
金ノ支給ニ関シテハ其ノ前後ノ在職期間ハ之ヲ  
通算スルコトヲ得ルヤ

(答) 見込ノ通但シ休職ノ際受ケタル賞典金又ハ  
慰勞金ヲ除算スヘキモノトス

(29) 問 嘱託員審員等ヨリ官吏ニ轉シタルモノ  
轉勤ノ際受ケタル賞典金又ハ慰勞金  
ハ退職特別賜金中ヨリ控除スルモノト  
セハ其ノ賞典金又ハ慰勞金ノ中ニハ年  
末賞典ノ性質ヲ有スルモノハ含まサル  
趣旨ナリヤ

(答) 見込ノ通

(30) (問)

退職特別賜金及特別手当要項ニ依リハ  
官吏以下ノ勤績賜金又ハ勤績手当ニ付  
前回行政整理ノ際ニ於ケルカ如キ勤績  
四十年ヲ超ユルトキハ之ヲ四十年ニ止ムル旨  
ノ規定ナキハ如何

(答) 四十年ニ止ムルノ趣旨ナリ (實施要項第  
ニ第十項ノ末行参照)

(31) (問)

實施要項第二ノ第十項中「陸軍職工又ハ  
之ニ準スヘキ職工云々」ノ所謂之ニ準スヘキ

職工トハ如何ナル者ヲ指稱スルヤ

(答) 製造所職工但シ製鐵所職工以外ニ於テ之ニ準

スヘキ職工トシテ取扱フ必要アルトキハ所管  
大臣ハ大臣ノ協議ニ開議シ以テ之ヲ定  
ムル也

(32) (問)

實施要項第二ノ第十項ハ「解任場合ニ於テ嘱託員、  
雇員、傭人又ハ職工ニ付テハ前ニ解任又ハ解任ノ際ニ受  
ケタル賞金又ハ慰勞金之ヲ除算セサルカ

(答) 是レノ通但シ官吏ニシテ職ヲ離レシムル場合ニ於テ  
ハ其ノ勤績年數中ニ嘱託員、雇員、傭人又ハ職工



ノ勤績年数アルトキハ前ニ解職又ハ解備ノ際受ケ  
タル賞典金又ハ慰労金ハ之ヲ除算スル趣旨ナリ

(33)

(問)

實施要項第二ノ第十項ニ於テ備人ヨリ  
一般職工又ハ一般職工ヨリ陸海軍職工又ハ之ニ  
準スヘキ職工ニ轉シタル場合ノ勤績年数通  
算方ノ規定ヲ缺クハ如何

(答)

備人カ一般職工ニ轉シタルトキハ備人タリシ勤績  
年数ノ百分ノ七十五ヲ以テ陸海軍職工又ハ之  
ニ準スヘキ職工ニ轉シタルトキハ備人タリシ勤績  
年数ノ十分ノ六ヲ以テ通算シ一般職工ヨリ陸  
海軍職工又ハ之ニ準スヘキ職工ニ轉シタルトキ

ハ一般職工タリシ勤績年数ノ十分ノ八ヲ以テ通算  
ス實施要項第十項本行參照

(34)

(問)

實施要項第二ノ第十三項ニ依リ朝鮮台  
灣樺太又ハ千島國在勤者ニシテ退職  
スル者ハ出役歸郷トアルハ所定ノ期間迄  
ニ出役スレハ可ナリトノ趣旨ナリヤ

(答)

見込ノ通

(35) (問) 朝鮮台湾樺太又ハ千島國在勤者ニシテ今回ノ行政整理ニ際シ退職スル者ノ歸郷旅費ハ前田同様支給セラルルヤ

(答) 見込ノ通

(36) (問) 實施要項第二ノ第三項ノ歸郷手当ハ如何ナル額ヲ如何ナル地莫迄支給スルヤ又之カ豫算費目如何

(答) 前回ノ例ニ依ル

(37) (問) 實施要項第二ノ第一項ハ退職特別賜金計算ノ基礎ノミニシテ恩給ノ基礎トナラサルヤ

(答) 見込ノ通

(38) (問) 豫算整理ノ頁ヲ超エテ昇格セシタルトキ例ハ判任官ヲ高等官ニ昇格セシタル場合高等官トシテノ退職特別賜金カ判任官トシテノ退職特別賜金ヨリ少キ場合ハ判任官ノ例ニ依リ退職特別賜金ヲ支給スルヤ

(答) 高等官ニ昇格シタル以上ハ高等官ニ相當スル退職特別賜金ヨリ多額ナル退職特別賜金ヲ

支給スルコトヲ得ス

(39) (問) 陞等昇格又ハ昇級ニ関スル件ハ第二ノ昇級ハ判任官ニシテ特別俸ヲ受ケタル者整理前ニ昇格ナルモ俸給同額ナル場合ニ於テ今回ノ整理ニ因リ退職スルトキハ前回ノ昇級後ハケ月以上経過シ成績優秀ナル者ハ退官ニ際シニ級昇級セシメ得ルヤ

(答) 見込ノ通

(40) (問) 判任官在職十五年ニシテ昇格スルモノハ特別任用令ニ依ルモノノミニシテ其ノ他ノ資

格ヲ以テ昇格スルモノヲ含マサルヤ

(答) 特別任用令ニ依ルモノノミニシテ其ノ他ノ資

(41) (問) 監等昇格又ハ昇級ニ関スル件ハ判任官ニ昇級第一項ノ前段ノ勤続年数中ニハ雇員ノ在職年数ヲ通算スルトアリ右在職年数ハ判任官ノ勤続年数ト通算スル場合實在在職年数ヲ加算スルヤ又其ノ十合ノ八ヲ加算スルヤ

(答) 實在在職年数ヲ加算ス

(問) 陞等、昇格又ハ昇級ニ関スル件(一)判任官ニ  
昇級末項中「雇員ノ在職年数ヲ通算ス」  
ノ雇員中ニハ所管大臣ヲ從來雇員トシテ  
取扱ヒタルモノノミトスルヤ又退職特別賜  
金又ハ特別手当當支給ニ付所管大臣カ大  
蔵大臣ト協議シテ定メタル雇員ノ種類  
トスルヤ

(答) 前段見込ノ通

(問) 雇員ノ在職年数ハ判任官ノ昇格昇級ノ  
場合總テ通算スルヤ

(答) 昇級ノ場合、ミ通算シ昇格ノ場合ハ通  
算セス

(以上)

閣乙第十五號

大正十三年十一月十四日

内閣書記官

別冊行政整理實施事務打合會ニ於ケル説明及質問應答ノ概  
要ヲ參考及送付候

行政整理實施事務打合會。於ケル説明及質問應答ノ概要

(大正十五年十月七日會議)

一 行政整理実施要録ニ付先ツ説明(下條内閣書記官及太田大藏書記官ヨリ)シタルニナル

第一 行政整理実施ノ時期ニ付キテ

(1) 前回ノ行政整理ハ相當ノ長期ニ亘リテ行ハレタル結果種々ナル不便アリタリ今回ハ之ニ鑑ミ成ル可ク短期ニ且一齊ニ之ヲ行フノ主義ヲ以テ大畧三期ニ分ケ一齊ニ行フコトナレリ

(2) 右三期ニ於ケル各廳ノ區分左ノ如シ

第一期 逓信省及其ノ所管全部  
各種委員會

第二期 第一期及第三期ニ屬セサルモノ

第三期 外務省臨時調査部  
在外公館

内務省特殊財産管理局  
震災救護ノ残務

社會局勞働統計課内閣へ移管  
陸軍省恩給事務  
海軍省恩給事務

海軍省恩給事務

司法省裁判所職員ノ大部  
法律ニ關係アル委員會

逓信省所管商船學校文部省へ移管

(其他陸海軍ノ整理ニ付説明スル所アリ)

(3) 第一期第三期ハ例外特殊ノモノニシテ第二期ニ於テ  
其ノ大部ヲ行フモノナリ

(4) 各実施期日ハ樞密院御諮詢ノ關係アルヲ以テ多少  
異動ヲ生スルコトアルヘシ其ノ場合ハ内閣ヨリ通知  
スヘシ

第二 行政整理実施要項ニ付キテ

(1) 行政整理關係官制等公布ニ依リ廢官廢廳ト為ル前

(2) 可成本人ニ於合諭旨ニ依リ退官退職スル様為スコト

(3) 定員ニ付テハ豫メ内閣ノ挿札ト照校シオクコト

(4) 銓衡ヲ要スルモノハ相當多數アルヘキヲ以テ至急

法制局内高等試験委員、回付スルコト(官制閣議決定后)

(5) 官制ハ閣議決定シタル際内閣ヨリ主務省へ通知ス

(6) 發令日附ハ相當複雑ナルヲ以テ特ニ克ク内閣

ト打合セ違算ナカラシムルコト

(7) 人事ノ異動ハ異動計畫表ヲ作製シ上奏書ト共ニ内

閣へ提出セラレヌキコト

(8) 兼官ヲ有スル者亦官官制改正ノ結果廢官ト為リ官

制附則ニ依リ即日他官ニ轉シタルトキハ兼官ニ異動

ナキコト

(9) 退官願書ノ理由ハ裁判所構成法關係ノモノハ「病氣

ニ依リ」ト為シ其ノ他ハ「此ノ際退官致度」ノ意味トハル

コト但シ已ニ取纏ノタルモノハ其儘之ヲ用フルコト



(9) 行政整理期間中ニ退職セシムル者ハ當該局課定員等ノ改廢ナクトモ當該所管ノ豫算整理人員内ナレハ行政整理ニ因リ退職セシムルコトヲ得  
其ノ他ニ付キテ

(11) 行政整理実施ニ関スル為念通牒(大正十三年閣(甲)第三七號)第二項ニ掲ケタル人員整理ヲ行フ期間カ官制公布實施期日ヨリ一日ツ、繰上リ居ルハ官制公布ノ日ハ已ニ定員減少シ居ルヲ以テ定員過剩ニ因リ免官スルノ結果ト為ルヲ以テ其前即官制公布前日迄ニ退官退職セシムル意味ナリ

(12) 第一期及第二期ニ職ヲ離レシムル者ニ支給スル賞與又ハ手当ヲ除ク外退職特別賜金又ハ特別手当ハ其ノ豫算案法律案ヲ帝國議會ノ協賛ヲ經テ之ヲ公布シタル後初メテ退職特別賜金又ハ特別手当ヲ支給スルコトハ再應之ヲ明ニスル為念通牒セラレヌルモノナリ

(3) 行政整理ニ因ル退官者等ノ陞等昇格又ハ昇給ニ関スル件ハ大体前回ノ整理ノ時ニ同シ異ル所ハ高等官ノ昇級ヲ二級ヲ止メ判任官五級以上昇給ノ場合判任官俸給令第三條ノ特例ヲ設テ昇給ノ途ヲ崩キタルコトナリ

(4) 判任官俸給令第三條ノ特例ノ件勅令中毎級在職一年ニ至ラサルモノ意味ハ五級以上ノ毎級一年ノ在職ヲ必要トスル條件全部ヲ除外シ恰モ六級以下ニ其ノ制限ナキカ如ク一級又ハ二級昇級シ得ルノ意ナリ

(5) 今回ノ行政整理ニ因リ職ヲ退ク者ノ名譽進級ハ缺員ヲ補充スル場合ヲ除キ勅任官(一官ニ升)ニ在リテハ二回、奏任官(二官ニ升)ニ在リテハ三回トス但シ一官一職ノモノニ在リテハ名譽進級ヲ為ササルコト

(6) 官營事業ヲ民營事業ニ移シ其ノ事業ト共ニ民間ニ引継キタルトキハ轉職賜金ハ支給セズ勤続賜金ノ支給

入ルコト前同ノ整理ニ同シ

ニ當日ノ主要ナル質問應答左ノ如シ

(一) 官制改正ニ因リ廢官ト為ル者ニ休職ヲ命シ得ルヤ

(答) 整理期間内ナラハ可ナリ

(二) 諭旨ニ應ジ若シ廢官ノ通知ヲ受ケ又ハ整理ノ待命若シ休職ヲ命セラル者當該整理期間内死亡シタルトキトハ如何ナル意味ナリヤ

(答) 整理実施ノ運用上休職ヲ命スル必要アリ例ハ廢官ノ見込ヲ以テ休職ヲ命シタルニ廢官前死亡シタル場合ニテ此ノ場合整理ハ休職ニアラスシテ廢官ニアリ然ルニ死亡シタルニ依リ死亡ノ際賞與又ハ手当當ヲ支給スルノ意ナリ

(三) 刑者ニ對スル特別賜金又ハ特別手当當ハ其ノ死亡ノ時期カ發令前ナルト否トナ同ハス遺族ニ之ヲ支給スルノ趣旨ニシテ又其ノ遺族ノ範圍及順位ハ前同ノ行政整理ノ際ノ例ニ依リ可然哉

(答) 見込ノ通

(四) 行政整理期間トシテ今年十月十日ヨリ翌年三月三十一日迄ナルヤ

(答) 各期毎ノ一定ノ期間(人員整理期間)ニシテ本年十月十日ヨリ翌年三月三十一日迄ヲ指シタル期間ニアラス

(五) 三月半又ハ三月半ノ賞與又ハ手当當ヲ支給スルトキハ殊額極メテ少額ノ場合アリハ場合ニ特ニ金額ヲ賞與又ハ手当當トシテ支給シテハ如何

(答) 不可能ナリ、三月半又ハ三月半ハ限定シタル意味ナリ

問 此際支給スキ特別賞與金ハ半當金ニ付位未滿ノ端數ヲ生スルトキハ之ヲ切捨テ支給シテオクヘキヤ

答 付位ニ充タシムル趣旨ナリ

問 普通三等郵便局長ハ整理人員ニ入ルヤ

答 國庫ヨリ俸給ヲ受クル官吏ニアハルヲ以テ整理人員中ニ入ルトナ得ス

問 賞與ハ半當ハ三月半又ハ二月半ノ二種類ヲ併セ行ヒテ可ナルヤ

答 同一整理期間内ニ於テハ一種類ニ限定スヘシ

(9) 行政整理実施要項第二第一項中「俸給ハ事務賞給與ノ賞與若ハ事務賞給與ノ賞與ト官

吏ニ在リテハ俸給豫算ヨリ囑託員以下ニ在リテハ事務賞又ハ事業賞ヨリ支出スルモノト解スヘキヤ右果シテ然リトセハ雇員ヨリ官吏ニ昇格シタルモノノ支出科目ハ如何ニスヘキカ

答 見込通但シ雇員等ヨリ官吏ニ昇格退職シタルモノニ在リテハ雇員在職中ノ勤務ニ對スル手當トシテ事務賞(給與ノ賞與)又ハ事業賞(給與ノ賞與)ヨリ支出スルヲ妨ケス此ノ場合ニ於テハ辭令ニ其ノ旨ヲ表示スル必要アルヘシ

(10) 退職特別賜金ヨリ控除スル賞與ハ年未賞與ナリヤ

答 然ラス年未賞與以外ニ支給シタル三月半又ハ二月半ノ賞與又ハ手當ヲ控除スルモノナリ

(11) 実施要項第二第二項(四)號中前記(一)號(例)準之ヲ定ムトハ如何ナラ意味ナキヤ

(答) 前記(一)號(例)準之ヲ算出スルノ謂ナリ

(12) (問) 特別賜金又ハ特別手当ニテ勤続年數一年ニ滿タサルモノニ對シテハ轉職賜金又ハ轉業手当ノ最低限度ヲ支給スルコト妨ケザルヤ

(答) 時限備入ノモノニアラザル限ハ見込ノ通

(13) (問) 休職ヲ命スヘキモノニシテ其ノ特別賜金額ヨリ休職俸給ヲ差引クトキハ全然減額ヲ存セザルモノニ對シテハ此ノ際特別賞與金勿論何等特別賜金ヲ支給ス

ヘキモノナリト解シ差支ナキカ

(答) 見込ノ通

(14) (問) 特別手当ハ前回行政整理ノ際(例)ニ依リ原則トシテ一時備入ノ雇員備人又ハ職工

ニ之ヲ支給セサルモ其ノ勤続六ヶ月以上ニ亘ルモノニハ給料ノ三十日分以内ヲ限り之ヲ支給スルコトヲ得ル趣旨ナルヤ

又常時一定ノ手当ヲ支給セサル嘱託員ニ特別手当ヲ支給スル趣旨ナルヤ

(答) 見込ノ通

(14) 雇員傭人及職工ノ範圍ハ前回ト同様ナルヤ又之ニ對シ新ニ所管大臣大藏省  
ト協議ヲ要スルヤ

○前段後段共見込ノ通

(15) 整理ニ因ル退職人員ハ特別會計一般會計ヲ通シテ各所管毎ニ格シテヨロシキヤ

○前回ノ整理ノ際ハ各會計毎ニシタルヌ今回ハ特別會計一般會計ヲ通シテ各所管毎  
ニ纏メトシテ可ナリ

(16) 整理人員ノ二割ヲ上級ニ振替ルル場合ニ於テ例ハ三人ノ二割ハ六分ナルモ一人トス  
ハキカ

○四捨五入トシ六分ハ一人トシテ可ナリ但シ所管全体ヲ通シテ其ノ端數ヲ四捨五入ス  
ルノ義ニシテ各款項毎ニ四捨五入ヲ爲シ得ルノ趣旨ニハアラス

(17) 判任ノ二割ヲ奏任ニ繰リ上ケ更ニ其ノ繰リ上ケタル奏任ノ二割ヲ勅任順次繰上ケ  
得ルヤ

○不可能ナリ

(19) 問 退職特別賜金其他ノ給與ニ關スル件第7項ノ制限人員ヲ超ユル場合トハニ割ニ繰  
上ケタル場合ニハ其繰リ上ケテ得タル總人員ヲ超ユル場合ヲ云フヤ

答 然リ

(20) 問 勅奏判各階級別整理人員各上級ニ振替計算ノ場合ヲ含シハ勅奏判ノ三階級迄  
介スルミニニテ其官職名又ハ支辨費目ハ之ヲ問ハサル趣旨ト解シ可然哉

答 見込ノ通

(21) 問 同一官制中勅任ヲ減シテ其ノ同数タケ奏任ヲ増加シ又ハ奏任ヲ減シテ其ノ同数タ  
ケ勅任ヲ増加スル場合其ノ減員ト爲ル勅任官又ハ奏任官ニ對シテハ退職特別  
賜金ヲ要求シ得ルヤ

答 見込ノ通

(22) 問 今回ノ行政整理期間中繼續費ノ終了等ニ因ル自然退職者ト爲ルモノハ行政整理  
ニ因ル退職者ト認メ得ルヤ

答 行政整理ニ因ル退職者ト認メス但シ其省所管ノ豫算整理人員ノ範圍内ニ於テ差  
繰リ支給スルコト妨ガス

(23) 實施要項第二十九項の號所謂「實際人員に依りてハ整理人員ヲ限度トセル實際人員ノ意味ナリヤ又豫算整理人員ノ四分ノ三ニ止メタル理由承認シタシ

答 囑託員傭人職工豫算整理人員に依ルコトハ實情ニ適セサルヲ以テ實際整理人員に依ルコトセリ又四分ノ三ニ止メタル理由ハ豫算整理人員ト實際整理人員ト割合ハ通常四分ノ三位ナルヘシトノ推定ニ依ル

(24) 文官ヨリ雇員轉シ更ニ文官ニ轉シタル者ノ在職年數ハ全部通算シ得ルヤ  
答 最初ノ文官ノ在職年數ノミ陰算シ他ヲ通算ス

(25) 問 文官中ニ宮内官ヲ含ムヤ

答 國費支弁ノ文官ナリ宮内官ハ含マス但シ地方費支弁ノ者ハ例外規定ニ依リ之ヲ通算ス

(26) 問 兵役ニ服スル為退官シタル者又ハ休職ト為リ服役中期間満了ニ因リ退官シタル者除隊ノ日ヨリ七十日以内ニ同一官廳所管内ニ任官シタルトキハ其ノ前後ノ在職期間ハ之ヲ通算スルコトヲ得ルヤ

答 見込ノ通

(27) 問 俸給ヲ受ケサリシ高等官試補又ハ判任官  
見習ノ在職期間ハ之ヲ勤続年数ニ通算ス  
ルコトヲ得ルヤ

(答) 見込ノ通

(28) 問 文官休職中復職ヲ命セラレタルモノハ特別賜  
金ノ支給ニ関シテハ其ノ前後ノ在職期間ハ之ヲ  
通算スルコトヲ得ルヤ

(答) 見込ノ通但シ休職ノ際受ケタル賞典金又ハ  
慰勞金ヲ除算スヘキモノトス

(29) 問 嘱託員職員等ヨリ官吏ニ轉シタルモノ  
轉勤ノ際受ケタル賞典金又ハ慰勞金  
ハ退職特別賜金中ヨリ控除スルモノト  
セハ其ノ賞典金又ハ慰勞金ノ中ニハ年  
次賞典ノ控除ヲ有スルモノハ含まサル  
趣旨ナリヤ

(答) 見込ノ通



(30) (問)

退職特別賜金及特別手当要項ニ依リハ  
官吏以下ノ勤績賜金又ハ勤績手当ニ付  
前回行政整理ノ際ニ於ケルカ如キ勤績  
四十年ヲ超ニルトキハ之ヲ四十年ニ止ムル旨  
ノ規定ナキハ如何

(答)

四十年ニ止ムルノ趣旨ナリ (實施要項第  
ニ第十項ノ末行参照)

(31) (問)

實施要項第二ノ第十項中「陸軍職工又ハ  
之ニ準スルキ職工云々」ノ所謂之ニ準スルキ

職工ハ如何ナル者ヲ指稱スルヤ

(答)

製造所職工但シ製鐵所職工以外ニ於テ之ニ準  
スルキ職工ニシテ取扱フ必要アルトキハ所管  
大臣ハ大臣ノ協議ニ開議シ以テ之ヲ定  
ムル見込

(32) (問)

實施要項第二ノ第十項ハ「解任場合ニ於テ嘱託員、  
雇員、傭人又ハ職工ニ付テハ前ニ解職又ハ解任ノ際ニ受  
クタル賞金又ハ慰勞金<sup>金</sup>之ヲ除算セサルカ

(答)

是レノ通但シ官吏ニシテ職ヲ離レシムル場合ニ於テ  
ハ其ノ業績等数中ニ嘱託員、雇員、傭人又ハ職工

ノ勤績年数アルトキハ前ニ解職又ハ解備ノ際受ケ  
タル賞典金又ハ慰労金ハ之ヲ除算スル趣旨ナリ

(33) 問

實施要項第二ノ第十項曰 歸中ニ於テ備人ヨリ  
一般職工又ハ一般職工ヨリ陸海軍職工又ハ之ニ  
準スル職工ニ轉シタル場合ノ勤績年数通  
算方ノ規定ヲ缺クハ如何

(答) 備人カ一般職工ニ轉シタルトキハ備人タリシ勤績  
年数ノ百分ノ七十五ヲ以テ、陸海軍職工又ハ之  
ニ準スル職工ニ轉シタルトキハ備人タリシ勤績  
年数ノ十分ノ六ヲ以テ通算シ一般職工ヨリ陸  
海軍職工又ハ之ニ準スル職工ニ轉シタルトキ

ハ一般職工タリシ勤績年数ノ十分ノ八ヲ以テ通算  
ス(實施要項第十項未行參照)

(34) 問

實施要項第二ノ第十項ニ依リ朝鮮台  
灣樺太又ハ小島國在勤者ニシテ退職  
スル者ハ出役歸郷トナルハ所定ノ期間迄  
ニ出役スレハ可ナリトノ趣旨ナリヤ

(答) 見込ノ通

(35) (問) 朝鮮台灣樺太又ハ千島國在勤者ニシテ今回ノ行政整理ニ際シ退職スル者ノ歸郷旅費ハ前田同様支給セラルルヤ

(答) 見込ノ通

(36) (問) 實施要項第二ノ第十三項ノ歸郷手當ハ如何ナル額ヲ如何ナル地桌迄支給スルヤ又之カ豫算費目如何

(答) 前回ノ例ニ依ル

(37) (問) 實施要項第三ノ第一項ハ退職特別賜金計算ノ基礎ノミニシテ恩給ノ基礎トナラサルヤ

(答) 見込ノ通

(38) (問) 豫算整理ノ頁ヲ起テ昇格セシメタルトキ例ハ判任官ヲ高等官ニ昇格セシメタル場合高等官トシテノ退職特別賜金カ判任官トシテノ退職特別賜金ヨリ少キ場合ハ判任官ノ例ニ依リ退職特別賜金ヲ支給スルヤ

(答) 高等官ニ昇格シタル以上ハ高等官ニ相當スル退職特別賜金ヨリ多額ナル退職特別賜金ヲ

支給スルコトヲ得ス

(39)問 陞等昇格又ハ昇級ニ関スル件ハ第二ノ昇級ハ判任官ニシテ特別俸ヲ受ケタル者整理前ニ昇格セルモ俸給同額ナル場合ニ於テ今回ノ整理ニ因リ退職スルトキハ前回ノ昇級後ハ八月以上経過シ成績優秀ナル者ハ退官ニ際シニ級昇級セシメ得ルヤ

(答) 見込ノ通

(40)問 判任官在職十五年ニシテ昇格スルモノハ特別任用令ニ依ルモノノミニシテ其ノ他ノ資

格ヲ以テ昇格スルモノヨリ言ハサルヤ

(答) 特別任用令ニ依リテ昇格スルモノニシテ其他ニ含まス

(41)問 監査官昇格ニハ年功ニ関スル判任官ニ昇級第一項ノ別項ノ勤続年数中ニハ雇員ノ在職年数ヲ通算スルトアリ右在職年数ハ判任官ノ勤続年数ト通算スル場合實在職年数ヲ加算スルヤ又其ノ十合ノ八ヲ加算スルヤ

(答) 實在職年数ヲ加算ス

(問) 階級、昇格又ハ昇級ニ関スル件ハ判任官ニ  
昇級末項中「雇員ノ在職年数ヲ通算ス」  
ノ雇員中ニハ所管大臣ヲ從來雇員トシテ  
取扱ヒタルモノノミトスルヤ又退職特別賜  
金又ハ特別手当當支給ニ付所管大臣カ大  
蔵大臣ト協議シテ定メタル雇員ノ種類  
トスルヤ

(答) 前段見込ノ通

(問) 雇員ノ在職年数ハ判任官ノ昇格昇級ノ  
場合總テ通算スルヤ

(答) 昇級ノ場合、ニ通算シ昇格ノ場合ハ通  
算セズ

(以上)

二

甲三三

十三十七

十七十七

了

辺



十三年十月廿

内閣書記官長

若原宛

通 牒

今因行政整理實施ニ関シ左  
記各頂為念申進候

記